

目次

トピックス

- 【1】岩田雅弘氏（三重県東員町）の生産方式革新実施計画を認定しました

東海農政局からのお知らせ

- 【1】会員情報の変更等について
- 【2】スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和 7 年度補正予算）の第 3 次公募・要望調査を実施中です（再掲）
- 【3】スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（令和 7 年度補正予算）の第 2 次公募・要望調査を実施中です（再掲）
- 【4】スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の申請を受け付けています
- 【5】皆様からの情報提供をお待ちしております

トピックス

- 【1】岩田雅弘氏（三重県東員町）の生産方式革新実施計画を認定しました

東海農政局は 3 月 24 日（火）、岩田雅弘氏（三重県東員町）の生産方式革新実施計画をスマート農業技術活用促進法に基づき認定しました。

認定した計画の概要は以下のとおりです。

水稻の栽培において、作期分散で自動操舵装置の稼働面積を拡大させるとともに、他の生産者と収量等のデータを共有して肥培管理を行うことで収益性の向上を図る。

▼詳細はこちら（プレスリリース）

https://www.maff.go.jp/tokai/press/seisan_kankyo/260324.html

東海農政局からのお知らせ

- 【1】会員情報の変更等について

年度末となり、自治体や企業等の会員の皆様の中には他部署へ異動される方もいらっしゃるかと思います。

人事異動等により登録した会員情報（担当者名やメールアドレス等）に変更がありましたら、会員情報の変更をいたしますので、事務局までメールでお知らせください。

連絡先：東海地域スマート農業推進ネットワーク事務局

メールアドレス<smart_tokai@maff.go.jp>

【2】スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和7年度補正予算）の第3次公募・要望調査を実施中です（再掲）

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和7年度補正予算）では、農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

■主な支援内容（詳細は下のURLから事業の詳細をご覧ください。）

①推進事業

- 1 農業支援サービス事業の立上げ・事業拡大の取組 補助率：定額（上限1,500万円）
- 2 スマート農業機械等の導入 補助率：1/2以内（上限1,500万円、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円）

②整備事業（①の1の実施が必須） 補助率：1/2以内（上限3億円）

■公募期間：令和8年3月13日（金）～令和8年5月20日（水）

【重要】本事業の申請に当たって、書類等確認機関の確認を受ける必要があります。

書類等確認機関による申請書類の確認の受付期限

- ・推進事業のみの場合は令和8年4月28日（火）（ニーズ調査、サービス提供の試行・改良、スマート農業機械の導入等を行う場合）
- ・整備事業を含む場合は令和8年4月21日（火）（推進事業と併せて施設の整備を行う場合）

▼事業の詳細についてはこちら

- ・農業支援サービス関係情報 <https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>
- ・第3次公募情報 https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/260313_140-2.html

【3】スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（令和7年度補正予算）の第2次公募・要望調査を実施中です（再掲）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（令和7年度補正予算）では、土地利用型作物における直播栽培の導入や畑作物における機械化一貫体系の導入などの品目ごとの技術課題の解決のため、産地におけるスマート農業技術の導入とその効果を高める栽培体系への転換の取組を支援し、その際に必要となる農業機械の導入費や関連経費を支援します。

■主な支援内容（補助上限は①、②、③合計で2.5億円）（詳細は下のURLから事業の詳細をご覧ください。）

① 農業機械の購入又はリース導入に係る費用

補助率：1/2以内

② ①に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信・データ利用等に係る契約料、保険料など

補助率：定額（上限 1,500 万円）

③ ①で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費（畔取り、畦の緩傾斜化、改植など） 補助率：1/2 以内

■注目ポイント

スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている農業者、又は認定を受けることが確実な農業者は、本事業において計画の提出方法や審査における加算ポイントにメリット措置があります。是非、生産方式革新実施計画の申請と合わせ、本事業の活用をご検討ください！（生産方式革新実施計画の認定をご希望の方は計画案を作成の上、令和8年4月15日（水）までに東海農政局にご相談ください。）

■応募の締切日・提出先

地域型（県域内で事業を実施する場合）：令和8年5月8日（金）※農政局の締切です。提出先となる県や地域農業再生協議会の締切はこれより前になりますので、お住まいの地域にてご確認ください。

広域型（県域をまたいで事業を実施する場合）：令和8年4月8日（水）※農政局に直接提出。

※上に記載しましたように、申請される内容によって応募書類の提出先、締切が異なりますのでご注意ください。

▼事業の詳細についてはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html>

【4】スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の申請を受け付けています
生産方式革新実施計画は、スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等（農業者又はその組織する団体）を対象とした、スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動についての計画です。

この計画の認定を受けた場合、金融、税制、補助事業の優先採択（採択時のポイント加算）等の支援措置を受けることができます。

会員の皆様におかれましては、各種資料をご確認いただき、計画申請についてご検討いただけましたら幸いです。

また、皆様のお知り合いの農業者や農業団体、メーカーやスタートアップ、試験研究機関等にも是非、本計画認定制度についてご案内ください。

▼詳細はこちら

①スマート農業技術活用促進法について

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu.html>

②生産方式革新実施計画の申請・認定に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/241001.html>

③生産方式革新実施計画の概要（認定を受けるメリット等）（令和8年1月東海版パンフレット）

<https://www.maff.go.jp/tokai/seisan/kankyo/tech/attach/pdf/index-92.pdf>

④現在（令和8年3月24日時点）の認定状況

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/seisan_ninntei_jyoukyou.html

【5】皆様からの情報提供をお待ちしております

スマート農業関係の補助金等の施策情報、製品情報、農業支援サービスに関する情報、研究情報のほか、各種イベント情報など、本メルマガに掲載したい情報がありましたら是非お寄せください。

////////////////////////////////////

東海農政局ウェブサイト（スマート農業のページ）

<https://www.maff.go.jp/tokai/seisan/kankyo/tech/index.html>

[お問合せ先]

東海地域スマート農業推進ネットワーク事務局

東海農政局生産部環境・技術課

TEL：052-746-1313（平日 9:30～17:15）

東海__スマート農業<smart_tokai@maff.go.jp>

////////////////////////////////////

※ネットワークからの退会を希望する方は本メールに返信にてその旨ご連絡願います。

その際、退会の理由を添えていただけますとありがたいです。